

## 対象事業について（将来的に実施が見込まれる事業種への対応について）

## 1．特定放射性廃棄物最終処分施設について

- (1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年公布。以下「最終処分法」）に基づき策定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（平成20年3月14日に改定の閣議決定）では、「特定放射性廃棄物は、多量の放射性物質を含み、その放射能が高い、又はその放射能の減衰に長期間を要するため、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終処分することが必要である。」とされている。
- (2) また、同じく最終処分法に基づき策定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（平成20年3月14日閣議決定）では、最終処分施設の設置について「平成20年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成40年前後を目途に最終処分施設建設地を選定するものとする」「平成40年代後半を目途に最終処分を開始するものとする」とされている。
- (3) なお、環境省では、平成21年度から2カ年の事業として、特定放射性廃棄物最終処分施設に関する環境影響評価の技術手法の検討を行っている。

## 2．二酸化炭素の回収・貯留（CCS）について

- (1) 二酸化炭素の海底下投棄にあたっては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成19年改正）に基づく環境大臣の許可が必要とされており、同法の許可を受けるための申請書には海底下廃棄事前評価書（二酸化炭素を海底下廃棄することにより海洋環境に及ぼす影響について調査するもの）を添付することとされている。
- (2) 二酸化炭素の回収・貯留（Carbon dioxide Capture and Storage 以下「CCS」という。）については、2008年7月にとりまとめられた「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月29日閣議決定）の中において、我が国として、「2009年度以降早期に大規模実証に着手し、2020年までの実用化を目指す」旨明記されている。
- (3) 2008年5月に、国内29社（2009年7月3日現在32社）が出資し、日本CCS調査株式会社が設立された。同社は、国及び独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構の委託を受けて、我が国近傍においてCCSの実証事業を実施する場合の候補地や技術的な可能性にかかる検討を実施しているところ。
- (4) なお、経済産業省の二酸化炭素回収・貯留研究会のとりまとめ（平成21年8月）では、「CCSの実用化に際しては、環境影響評価について、国内実証事業において蓄積される知見や今後の国際的な議論の動向を踏まえた対応が必要」としている。また、環境省では、特定放射性廃棄物最終処分施設と同様に、平成21年度から2カ年の事業として、CCSに関する環境影響評価の技術手法の検討を行っている。

### 3．ポイント

特定放射性廃棄物最終処分施設については、平成20年（2008年）代中頃目途に精密調査地区を選定し、最終処分の開始は平成40年（2028年）代後半目途であるため、具体的な事業に係る環境影響評価の議論は平成40年代に入る頃になると想定される。

CCS については、2020年（平成32年）までの実用化を目指し、現在大規模実証事業等に着手することで知見を蓄積していく段階である。